

議案第87号

新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「特殊勤務手当」を「特殊勤務手当、特地勤務手当」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給与（期末手当を除く。次項において同じ。）の計算期間及び支給日は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 パートタイム会計年度任用職員の給与は、月の初日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める日に支給する。ただし、市長が必要と認めるときは、支給日を変更することができる。

第8条の次に次の1条を加える。

（特地勤務手当及び特地勤務手当に相当する報酬）

第8条の2 給与条例第11条の2の規定は、月額で給料又は基本報酬を定める会計年

度任用職員について準用する。この場合において、同条中「特地勤務手当」とあるのは「特地勤務手当（パートタイム会計年度任用職員にあっては、特地勤務手当に相当する報酬）」と、同条第2項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料（パートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬）の月額」と読み替えるものとする。

- 2 日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して市長が別に定める額の特地勤務手当に相当する報酬を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、令和3年4月分以後のものとして支給する給与（期末手当を除く。以下同じ。）の計算期間及び支給日について適用し、同月分前のものとして支給する給与の計算期間及び支給日については、なお従前の例による。

提案理由

生活の不便な地に所在する公署に勤務する会計年度任用職員に対し特地勤務手当を支給するため、及びフルタイム会計年度任用職員に係る給与の支給方法を変更するため、本案を提出する。